

## 別記

### 草加市の地域密着型サービス基準について

#### 1 概要

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第37号。第一次一括法）等が施行され、介護保険法が改正されたことに伴い、従来、厚生労働省で定めることとされていた、人員、設備、運営施設基準、事業者の指定について、市の条例で定めることとされました。

条例制定に当たっては、①「従うべき基準」（省令で定める基準に従い定めるもの）、②「標準」（省令で定める基準を標準として従い定めるもの）、③「参酌すべき基準」（省令で定める基準を参酌するもの）が示されており、自治体はこの示しに応じながらそれぞれの地域の実情に基づいた内容の条例を制定することとされており、次のとおり条例を制定しました。

#### 2 条例

- 草加市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- 草加市指定地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

#### 3 基準について

「従うべき基準」、「標準」、「参酌すべき基準」については次のとおり。

なお、草加市において「標準」につきましても、省令と異なる基準を規定するほど地域的な特殊性が認められないことから、省令どおりの基準とします。

区分	基準
①従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"><li>・指定地域密着型サービスに従事する従業者に係る基準及び該当従業者の員数</li><li>・指定地域密着型サービスの事業に係る居室の床面積</li><li>・認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員</li><li>・指定地域密着型サービスの運営に関する事項であって、利用又は入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で</li></ul>

	定めるもの ・指定地域密着型サービス事業の申請者の資格（法人であること）
②標準	・指定地域密着型サービス事業（認知症対応型通所介護の事業を除く。）に係る利用定員
③参酌すべき基準	・「①従うべき基準」、「②標準」以外の基準全て

#### 4 草加市の独自基準について

「③参酌すべき」基準のうち、草加市の独自基準を次のとおり設けています。

		対象となるサービス
運営規程	厚生労働省令で定められている「事業の目的及び運営の方針」等に加え、「①個人情報の取扱い」、「②地域との連携等」を追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li> <li>・夜間対応型訪問介護</li> <li>・地域密着型通所介護</li> <li>・認知症対応型通所介護</li> <li>・小規模多機能型居宅介護</li> <li>・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</li> <li>・複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）</li> <li>・介護予防認知症対応型通所介護</li> <li>・介護予防小規模多機能型居宅介護</li> </ul>
	厚生労働省令で定められている「事業の目的及び運営の方針」等及び上記①、②に加え、「入居一時金の取扱い」を追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症対応型共同生活介護</li> <li>・地域密着型特定施設入居者生活介護</li> <li>・介護予防認知症対応型共同生活介護</li> </ul>
サービス計画の作成	サービス計画の作成において、サービス実施状況の把握及び目標の達成状況についての評価を行い、必要に応じて計画を変更することについて追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域密着型通所介護</li> <li>・認知症対応型通所介護</li> </ul>
	サービス計画に従った実施状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li> </ul>

	況及び目標の達成状況の記録を追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間対応型訪問介護</li> <li>・小規模多機能型居宅介護</li> <li>・認知症対応型共同生活介護</li> <li>・地域密着型特定施設入居者生活介護</li> <li>・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</li> <li>・複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）</li> </ul>
非常災害対応	非常災害対策において、夜間での想定訓練や非常用食料等を確保する規定を追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模多機能型居宅介護</li> <li>・認知症対応型共同生活介護</li> <li>・地域密着型特定施設入居者生活介護</li> <li>・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</li> <li>・複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）</li> <li>・介護予防小規模多機能型居宅介護</li> </ul>
建物	建物を耐火建築物又は准耐火建築物にする規定を新たに追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模多機能型居宅介護</li> <li>・認知症対応型共同生活介護</li> <li>・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</li> <li>・複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）</li> <li>・介護予防小規模多機能型居宅介護</li> <li>・介護予防認知症対応型共同生活介護</li> </ul>
居室の定員	入居者へ介護サービスを提供する上で必要と認められる場合、居室の定員を2人とするになっているが、入居者の居室料の負担軽減を図るために、「4人以下」に緩和	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</li> </ul>
勤務体制の確保	勤務体制の確保において、定期的な研修を義務付ける規定を追加	全てのサービス
指定申	草加市暴力団排除条例（平成	全てのサービス

請者の 法人格 の有無	24年条例第30号)の趣旨 に沿って、法人の役員、事業 所の従業員が暴力団員等では ないことを追加	
記録の 整備	介護報酬の返還請求権は地方 自治法(昭和22年法律第6 7号)において5年と定めら れていることから、利用料に 関する書類の保存期間を5年 とする規定を追加	全てのサービス